

船舶事故調査報告書

令和5年3月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和4年4月28日 03時30分ごろ～05時10分ごろの間（死亡時刻：4月28日 08時06分（搬送された病院で医師により死亡が確認された時刻））
発生場所	不明（新潟県上越市に所在する上越市柿崎漁港南西方沖）
事故の概要	漁船坂木丸は、刺し網漁の目的で出港した後、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和4年5月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 坂木丸、1.1トン NG3-14477（漁船登録番号）、個人所有 6.27m(Lr)×1.93m×0.79m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和59年3月5日
乗組員等に関する情報	船長 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年11月11日 免許証交付日 令和元年11月18日 (令和7年11月10日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	巻揚機の脱落、船外機の濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向北北西 波高約1.5～2.0m（図1参照） 水温 約15℃

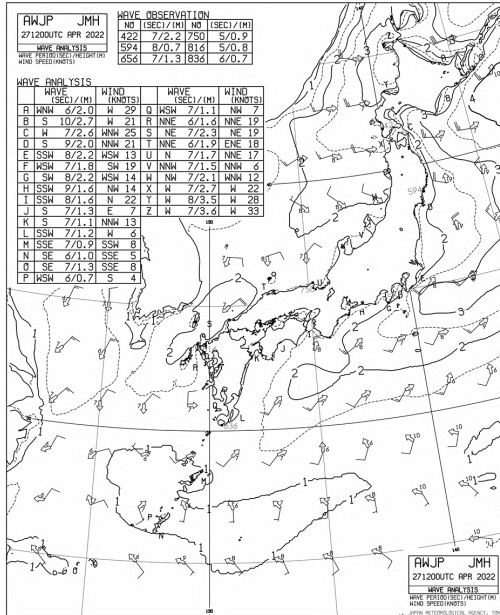


図1 4月27日21時の沿岸波浪実況図（気象庁）

日出時刻：04時55分ごろ

事故の経過

本船は、和船型の船外機船で、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、令和4年4月28日03時30分ごろ、上越市柿崎漁港（以下「柿崎漁港」という。）を出港した。

船長は、前日の夕方に自身の親族と会って、刺し網を仕掛けてきたので、翌朝05時ごろに柿崎漁港に来て刺し網から魚を外す作業を手伝ってほしい旨の依頼を行った。

親族は、04時50分ごろ柿崎漁港に来たが、ふだんなら入港しているはずの本船が見当たらず、防波堤に高波やしぶきが見えたのでおかしいと思い、船長から同じ依頼を受けて漁港に来ていた知人と共に、刺し網の設置場所を見渡せる場所に様子を見に行った。

親族は、05時10分ごろ、双眼鏡で確認したところ、船首を西方に向けて転覆している船体を発見したが、本船かどうか定かでなかったため、確認できる場所に急いで移動した。

親族は、再度確認したところ、本船に間違いなかったため、05時20分ごろ本事故の発生を海上保安庁に通報するとともに、双眼鏡で本船の周囲を確認したが、船長らしき人影は発見できなかった。

船長は、その後、捜索に当たっていた漁業協同組合の水難救済会の救助船によって、うつ伏せの状態では漂流しているところを発見されて引き揚げられた後、心臓マッサージを施されながら帰港した。

船長は、心肺停止の状態の上越市内の病院に搬送されたが、08時06分医師により死亡が確認され、死因は溺水と検案された。

本船は、転覆した状態のまま、陸岸の砂浜に流され、クレーン車で引き揚げられ、後日、廃船処理された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船体に他船との衝突痕や船外機のプロペラに漁具等が絡んだ形跡はなかった。</p> <p>船長は、漁師として約45年の経験があり、ふだんの様子と変わらなかった。</p> <p>船長は、救助された際、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>親族は、船長がふだんからカッパの上に救命胴衣を着用していたが、ファスナーを閉めていなかったため、海に投げ出された際、救命胴衣が脱げた可能性があるのではないかと思った。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合の担当者（以下「漁協担当者」という。）によれば、本船が発見された場所は前日に刺し網を仕掛けた場所付近で、また、引き揚げる予定だった刺し網は設置された状態のままであった。</p> <p>漁協担当者によれば、本船のような小型船だと波高が1.5mに近い状況で出港することは危険であり、船長が出港した時間帯に操業を行っていた僚船はいなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、波高約1.5～2.0mのうねりがある状況下、03時30分ごろ柿崎漁港を出港した後、05時10分ごろ本船が転覆した状態で発見されたことから、この間において、落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が発見された際、船体に他船との衝突痕や船外機のプロペラに漁具等が絡んだ形跡はなく、また、引き揚げる予定だった刺し網が設置された状態のままだったことから、揚網作業前に落水した可能性があると考えられるが、船長が死亡したことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が刺し網漁の目的で出港した後、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、船舶の堪航性を考慮し、波高が高い場合には出港を控えること。

付図1 事故発生場所概略図

